

携帯電話・スマートフォンのフィルタリングの普及・利用促進の取組について

(1) 愛知県青少年保護育成条例の一部改正(平成25年7月施行)

インターネットによる青少年有害情報等をブロックするフィルタリングの普及・利用を図るため、携帯電話事業者・販売店に対し、携帯電話やスマートフォンの販売時にフィルタリングの内容等の説明の義務付け、保護者がフィルタリングサービスを利用しない場合、理由を付した書面提出を義務付けた。

(2) 条例改正に関する広報

- 株式会社 尾張東部放送(瀬戸・尾張旭・長久手市をエリアとするコミュニティFM放送局) ラジオ番組「情報発信!愛知県」
- 消費生活情報誌「あいち暮らしっく」約13万部を携帯電話事業者、販売店及び各市町村、各県民事務所等に配布
- 条例改正の内容を記載した「パレット(県教育委員会通信)」64万部を小中高校(名古屋市を除く)の児童生徒の保護者全員に配布
- その他市町村広報へ掲載依頼

(3) 県内販売店への立入調査店舗数

平成25年度 261店舗(平成25年7月から平成26年3月まで)

(4) 「保護者向けスマートフォン安心利用普及事業(スマホ教室)」の概要

| | | |
|---|---------------------|--|
| ア | 教室開催期間 | 平成26年6月から平成27年3月まで |
| イ | 対象者 | 中学校及び高等学校の保護者・教員・その他(地域の集い等) |
| ウ | 実施方法等 | 申込者に会場を提供してもらい、1教室3名の講師を無料で出張派遣。端末等の機材を用意。1教室最大30人2時間実施。 |
| エ | 開催実績(平成26年11月30日現在) | |
| | ・申込教室数 | 405教室 |
| | ・開催教室数 | 273教室 |
| | ・受講者数 | 6,387人 |